

2026年8月18日

株式交換に関する事前開示書面

(株式交換完全親会社／会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示書類)

(株式交換完全子会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める事前開示書類)

東京都目黒区中根二丁目3番19号
株式会社牧野フライス製作所
代表取締役 宮崎 正太郎

東京都目黒区中根二丁目3番19号
株式会社牧野技術サービス
代表取締役 松永 和彦

株式会社牧野フライス製作所（以下「MT」といいます。）及び株式会社牧野技術サービス（以下「MTS」といいます。）は、MT及びMTSとの間で2026年7月31日付で締結した株式交換契約書（以下「本株式交換契約書」といいます。）に基づき、2026年9月11日を効力発生日として、MTを株式交換完全親会社、MTSを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の定めるところにより、開示すべき事項は下記のとおりです。なお、本株式交換は、MTにおいては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換となります。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第782条第1項、第794条第1項）

別紙1「本株式交換契約書①」のとおりです。

2. 株式交換の対価に関する定め相当性に関する事項及び交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第1号、2号、第193条第1号）

(1) 株式交換に係る割当ての内容

会社名	MT (株式交換完全親会社)	MTS (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	19.9
本株式交換により交付する株式数	MT普通株式（自己株式）：597,000株	

(注1) MTは、MTSの普通株式1株に対して、MTの普通株式19.9株を割当交付します。

(注2) MTは、本株式交換に際して、MTの普通株式597,000株を割当交付します。MTが交付する普通株式597,000株については、全て、MTが保有する自己株式を割り当てます。MTが新たに株式を発行することは予定しておりません。

(2) 株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

上場会社であるMTの株式価値については、市場価格が存在していることから、市場価格が適切な価格であると考え、市場株価法によるものとしております。なお、2026年7月31日開催のMT取締役会の直前取引日を評価基準日とし、当該評価基準日の東京証券取引所プライム市場におけるMT株式の普通取引の終値14,080円を使用して算定を行っております。

また、MTSの株式価値については、MTSが、本株式交換の効力発生時点において、非上場会社であり、MTが直接又は子会社を通じて間接的にその発行済株式の全てを保有する会社であることから、その簿価純資産額並びにその保有する不動産及び有価証券の時価を勘案した修正簿価純資産法により算定を行っております。

(3) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

MTの資本政策及び交換対価の交付先となるMTSの株主がMTの子会社であること等を総合的に考慮し、MTが保有するMTの普通株式（自己株式）を交換対価としました。

(4) 株式交換完全子会社の株主（当該株式交換完全子会社と共通支配下関係にある株主を除く。）の利益を害さないように留意した事項

MTS及びその株主（MTを除く。）は、本株式交換の効力発生日時点において、MTが直接又は子会社を通じて間接的にその発行済株式の全てを保有する会社であることから、該当事項はありません。

以上の事項等を総合的に考慮し、本株式交換における上記(1)の「株式交換に係る割当ての内容」は相当であると判断しました。

3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号、第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号、会社法施行規則第184条第6項第1号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

〔① 譲渡制限付株式としての自己株式処分

MTは、2026年7月3日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議し、2026年7月31日に処分を完了いたしました。

(1) 払込期日	2026年7月31日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	MTの普通株式2,789株
(3) 処分価額	1株につき15,200円
(4) 処分価額の総額	42,392,800円
(5) 割当予定先	MTの取締役5名2,789株

② 自己株式の取得

MTは、2026年7月31日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 取得対象株式の種類	MTの普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	415,000株（上限） ※2026年7月31日開示いたしました「株式分割、定款の一部変更及び配当予想の修正等に関するお知らせ」に記載のとおり、MTは2026年10月1日を効力発生日として、MTの普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行う予定です（以下「本株式分割」といいます。）。本株式分割に伴い、本株式分割の効力発生日以降においては、取得し得る株式の総数を「2,075,000株（上限）」と読み替えます。
(3) 株式の取得価額の総額	6,000百万円（上限）
(4) 取得期間	2026年8月3日～2026年12月30日

5. 株式交換完全子会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第3号イ）

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第3号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第3号ハ）

MTSは、2026年8月18日付の株主総会において、本株式交換の効力が生じることを停止条件として、2026年9月11日に、同日時点でMTSの唯一の株主となるMTに対し、MTSが同日時点で保有する以下のMT子会社の株式について剰余金の配当（現物配当）を行うことを決議しております。

- ① マキノ・ロジスティックス株式会社普通株式 7,000 株
- ② 牧野フライス技研株式会社普通株式 860,000 株

③ 関東物産株式会社普通株式 6,000 株

以 上

別紙 1 「本株式交換契約書①」

株式交換契約書①

株式会社牧野フライス製作所（以下「甲」という。）及び株式会社牧野技術サービス（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。
2. 本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲：株式交換完全親会社

商号：株式会社牧野フライス製作所

住所：東京都目黒区中根二丁目3番19号

(2) 乙：株式交換完全子会社

商号：株式会社牧野技術サービス

住所：東京都目黒区中根二丁目3番19号

第2条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の株式数の合計に 19.9 を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、前項の甲の普通株式を、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く。）に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式19.9株の割合をもって割り当てる。

第3条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第4条（本株式交換の効力）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年9月11日とする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第5条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

本契約の締結の日から効力発生日の前日までの間に、本契約に従った本株式交換の実行の支障となりうる重大な事象が発生又は判明し、本株式交換の目的の達成が困難となった場合（本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。）には、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第6条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項については、本株式交換の趣旨に従い甲乙協議のうえ決定する。

(以下余白)

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2026 年 7 月 31 日

甲 東京都目黒区中根二丁目 3 番 19 号
株式会社牧野フライス製作所
代表取締役 宮崎 正太郎



乙 東京都目黒区中根二丁目 3 番 19 号
株式会社牧野技術サービス
代表取締役 松永 和彦



1943年7月1日 星期日 晴 37°C

今日无事，静养。午后小憩，甚觉舒适。



別紙 2 「株式交換完全親会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における、連結売上高は2,611億84百万円（前年同期比11.5%増）、営業利益250億35百万円（前年同期比35.2%増）、経常利益272億99百万円（前年同期比35.9%増）、純利益209億92百万円（前年同期比45.6%増）となりました。

当年度の連結受注高は2,699億82百万円（前年同期比13.5%増）で前年度を上回り、連結売上高と共に過去最高となりました。アメリカによる関税政策や中東情勢など、各所で不安定な状況が続いていましたが、各地域やお客様のニーズに合わせた提案を続けることで、中国を中心としたアジア地域やアメリカにおいて堅調に受注を獲得することができました。

売上高

2,611億円

前期比11.5%増



営業利益

250億円

前期比35.2%増



経常利益

272億円

前期比35.9%増



親会社株主に帰属する当期純利益

209億円

前期比45.6%増



当年度の報告セグメント別の受注状況（現地通貨ベース）は以下のとおりです。

セグメントⅠ（牧野フライス製作所「個別」及び国内連結子会社）

牧野フライス製作所の国内受注高は、前年度を下回りました。上期は自動車関連を中心に低調でしたが、下期は半導体製造装置関連を含む産業機械関連の部品加工向けを中心に増加しました。

セグメントⅡ（MAKINO ASIA PTE LTD）

アジアの受注高は前年度を上回りました。

中国は新エネルギー車関連、電気電子部品関連を中心とした金型向けが堅調に推移しました。

インドは自動車関連の部品加工向けが堅調に推移しました。

アセアンは半導体製造装置関連や自動車関連の受注が前年同期並みで継続しました。

セグメントⅢ（MAKINO INC.）

アメリカの受注高は前年度を上回りました。関税政策の影響が懸念されましたが、航空宇宙向けが高水準で推移したほか、自動車をはじめとした部品加工向けも底堅く推移しました。

セグメントⅣ（MAKINO Europe GmbH）

ヨーロッパの受注高は、前年度を上回りました。航空機関連が底堅く推移したほか、南欧及び東欧地域で産業機械関連の部品加工向けが堅調に推移しました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は211億円です。主として、国内外の工場建設のための投資及び設備増強によるものです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において実施した社債または新株式の発行等による資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

工作機械産業の戦略の要諦は、短期間に変化する事業環境に適切に対応することにあります。また一方で、身近な日用品から大型旅客機まで幅広い製造業の顧客を対象としており、戦略によって経営の成果が大きく変わります。

その中であって、以下の点を基本方針としております。

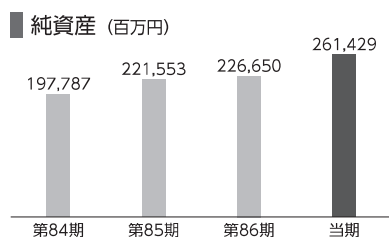
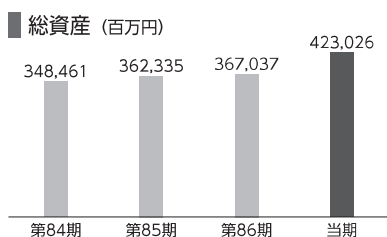
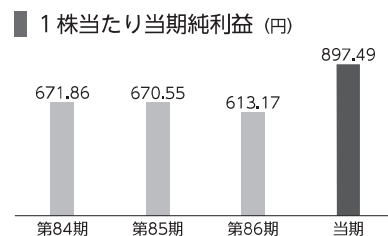
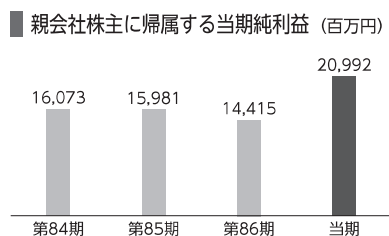
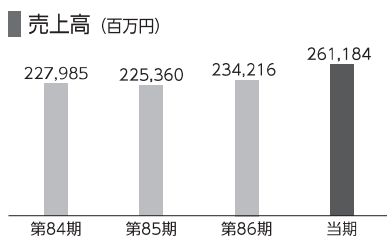
- ・市場が求める高品位・高精度な工作機械をいち早く投入できるよう開発体制を強化する。
- ・安定して高品位・高品質な工作機械を製造する環境を実現しつつ、需要の変化と増減に柔軟に対応できる効率的な生産体制を確立する。
- ・工作機械のユーザーである製造業の生産拠点の世界的な広がりに対応して、海外のグループ各社と有機的に連携し、営業及びサービス拠点の拡大と充実を図る。

これらについて積極的な投資を継続することにより、厳しい環境下にあっても収益を確保しうる強固な企業体質の確立を目指しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第84期 2022年度	第85期 2023年度	第86期 2024年度	第87期 (当連結会計年度) 2025年度
売上高	(百万円)	227,985	225,360	234,216	261,184
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	16,073	15,981	14,415	20,992
1株当たり当期純利益	(円)	671.86	670.55	613.17	897.49
総資産	(百万円)	348,461	362,335	367,037	423,026
純資産	(百万円)	197,787	221,553	226,650	261,429

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第86期の期首から適用しております。
3. 法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。
4. 連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」を第86期の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、第85期の期首については遡及適用後の連結計算書類となっております。



(6) 重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の 所有割合(%)	主要な事業内容
MAKINO ASIA PTE LTD (シンガポール)	13,626千 シンガポールドル	100.0	工作機械の製造・販売及び半製品の製造
MAKINO INC. (アメリカ)	74,505千 米ドル	100.0	工作機械の販売・修理
MAKINO Europe GmbH (ドイツ)	19,500千 ユーロ	100.0 (1.0)	工作機械の販売・修理
MAKINO RESOURCE DEVELOPMENT PTE LTD (シンガポール)	3,000千 シンガポールドル	100.0	鋳物部品の販売
Makino Korea Co.,Ltd. (韓国)	8,700百万 ウォン	100.0	工作機械の販売・修理
マキノジェイ(株)	490百万円	100.0	フレキシブル生産システム機器の製造、 販売及びエンジニアリング業務
マキノ電装(株)	50百万円	100.0	工作機械用制御装置の設計・製造・ 販売・修理
(株)牧野技術サービス	30百万円	100.0 (50.0)	当社製品の据付・アフターサービスと 修理・部品の販売業務
関東物産(株)	40百万円	97.3 (44.7)	当社製品等の販売
牧野フライス技研(株)	100百万円	100.0 (49.9)	当社部品の製造
マキノ・ロジスティックス(株)	10百万円	100.0 (50.0)	工作機械の荷造・梱包、保管・出荷、 輸出入手続及び保険の代理業務

(注) 議決権の所有割合の欄の(内書)は間接所有であります。

③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

工作機械（マシニングセンタ、NC放電加工機、NCフライス盤、フライス盤、FMS、CAD/CAM等）の製造・販売及び修理

(8) 主要な営業所及び工場

当社本社（東京都目黒区）

国内生産拠点：厚木事業所（神奈川県愛甲郡）

富士勝山事業所（山梨県南都留郡、富士吉田市）

マキノジェイ㈱（神奈川県愛甲郡）

海外生産拠点：MAKINO ASIA PTE LTD（シンガポール）

牧野机床（中国）有限公司（中国）

牧野汽车装备（武汉）有限公司（中国）

MAKINO INDIA PRIVATE LIMITED（インド）

国内販売拠点：首都圏営業（神奈川県愛甲郡）

大阪支店（大阪府東大阪市）

名古屋支店（愛知県名古屋市）

太田営業所（群馬県太田市）

大宮営業所（埼玉県さいたま市）

福岡営業所（福岡県太宰府市） 他10拠点

海外販売拠点：米 州 アメリカ（6拠点）、ブラジル、メキシコ、カナダ

欧 州 ドイツ、フランス、イタリア、スロバキア、
スペイン、ポーランド

アジア シンガポール、中国（13拠点）、インド（5拠点）、タイ、
インドネシア、韓国（2拠点）、ベトナム（2拠点）、
フィリピン、マレーシア

(9) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）	前期比増減（名）
工 作 機 械	4,777	37減

（注） 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

(10) 主な借入先

借 入 先	借入金残高
	百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	17,025
株 式 会 社 横 浜 銀 行	7,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,534
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,900
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	300

（注） 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年6月3日開催の取締役会において、MMホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式の全てを取得することを目的とした公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の開始予定に関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しておりました。また、当社は、同日付けで、公開買付者との間で公開買付契約書(以下「本公開買付契約」といいます。)を締結しておりました。

しかしながら、その後、日本の外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)に基づくクリアランスに関して、公開買付者が、財務大臣及び経済産業大臣から、2026年4月22日付で、外為法第27条第5項に基づき、本公開買付け及びその後の当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手續に係る当社株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)を中止することの勧告(以下「本件勧告」といいます。)を受領しました。

当社は、本公開買付けに必要な許認可の取得の蓋然性を踏まえ、本株式取得の方針について公開買付者との間で協議を行った結果、必要な許認可を取得できないことが確実になったことから、当社及び公開買付者は、2026年4月30日付けで、本公開買付契約を合意解約しました。また、当社は、同日付けで、公開買付者より、財務大臣及び経済産業大臣に対し、本件勧告を応諾する旨を通知した旨、及び、公開買付けを実施しない旨の連絡を受領し、本公開買付けは不実施となりました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 24,893,841株（自己株式1,502,184株を含む）
 (3) 当期末株主数 3,367名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,366	10.12
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,864	7.97
公益財団法人工作機械技術振興財団	893	3.82
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO	830	3.55
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	806	3.45
MLI FOR SEGREGATED PB CLIENT	695	2.97
株 式 会 社 S B I 証 券	635	2.72
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	625	2.68
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	542	2.32
牧 野 二 郎	478	2.05

（注） 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 3,710株	5名

（注） 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等に関する事項③非金銭報酬等に関する事項」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	宮 崎 正太郎	
※専務取締役	永 野 敏 之	管理本部長兼貿易安全保障管理室長
常務取締役	白 石 治 幸	開発本部長
取締役	金 谷 潤	カスタマアプリケーションセンタ長兼LASER事業部担当
取締役	牧 野 裕 之	管理本部副本部長兼IR担当兼経営企画部長
取締役	Neo Eng Chong	MAKINO ASIA PTE LTD CHIEF EXECUTIVE OFFICER
取締役	増 田 直 史	
取締役	山 崎 広 道	開志創造大学大学院特任教授
取締役	高 橋 一 夫	パラマウントベッドホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員) あいホールディングス株式会社社外取締役
取締役	高 井 文 子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院国際社会科学部門教授 兼 同大学大学院国際社会科学府経営学専攻教授 兼 同大学経営学部経営学科マネジメント教授 兼 同大学大学院先進実践学環教授 朝日生命保険相互会社社外取締役 神奈川地方労働審議会公益委員 神奈川地方最低賃金審議会会長（公益委員）
常勤監査役	香 村 章 夫	
監査役	山 口 仁 栄	
監査役	高 塚 直 子	税理士法人高塚茂木会計事務所代表社員 株式会社シグナレックス監査役 株式会社パルマ監査役 公益財団法人工作機械技術振興財団監事

- (注) 1. ※印は代表取締役です。
 2. 取締役増田直史、山崎広道、高橋一夫及び高井文子の各氏は社外取締役であります。
 3. 監査役山口仁栄及び高塚直子の両氏は社外監査役であります。

4. 専務取締役饗場達明氏は、2025年6月19日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
5. 当社は株式会社東京証券取引所に対し、取締役増田直史、山崎広道、高橋一夫、高井文子、監査役山口仁栄及び高塚直子の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 監査役高塚直子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 開志創造大学、パラマウントベッドホールディングス株式会社、あいホールディングス株式会社、横浜国立大学、朝日生命保険相互会社、神奈川地方労働審議会、神奈川地方最低賃金審議会、税理士法人高塚茂木会計事務所、株式会社シグナレックス、株式会社パルマ及び公益財団法人工作機械技術振興財団と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、当社及び国内外子会社（会社等）の役員及び管理・監督者の地位にある従業員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分を含め会社等が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとされております。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	241 (41)	153 (39)	44 (1)	43 (—)	11 (4)
監査役 (うち社外 監査役)	51 (27)	51 (27)	—	—	3 (2)

② 業績連動報酬等に関する事項

業績報酬は、各役位とも前年度の会社業績並びに取締役個人の業績評価をもとに、基本報酬及び株式報酬の合計額の上限50%の範囲にて決定します。

業績連動報酬等の額の算定方法は、連結ROA、連結ROE、連結売上高成長率及び連結営業利益率を会社業績にかかる指標として評価します。取締役はグループ全体の業績に責任を

負うことから、いずれも連結の指標を採用しており、各指標にウエイト付けを行い、合計して会社業績を決定します。この会社業績と個人業績について、役位毎に異なるウエイトを掛け合わせて業績スコアを決定します。役位が上がるほど、会社業績の占める割合が大きくなるように設定されており、最終決定した業績スコアに基づき業績報酬を算出し、当社が任意で設置した指名・報酬委員会に対する諮問を経て取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動に係る指標の実績は連結ROA6.9%、連結ROE11.2%、連結売上高成長率11.5%、連結営業利益率9.6%となります。

報酬は年額をもって定め、報酬年額を12等分した報酬月額を毎月支払います。

③ 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までとする当社の普通株式を用いた株式報酬とし、毎年、定時株主総会終了後の一定の時期に付与します。付与する譲渡制限付株式の額及び株式数は、株主総会で定められた上限の範囲内で、取締役の役位に応じて決定します。

なお、国内非居住者の報酬については、法令その他の事情により上記とは異なる取り扱いを設けることがあります。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月20日開催の第67回定時株主総会において年額4億5,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

当社取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬の額は、2022年6月23日開催の第83回定時株主総会において取締役の金銭報酬枠の範囲内で年額9,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月20日開催の第67回定時株主総会において年額1億4,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

会社の企業業績とそれに伴う企業価値向上を図るインセンティブとして機能するよう株主価値を考慮した報酬体系を構築すべく、2009年5月18日開催の取締役会において、取締役報酬規程及びその内規（以下「規程等」といいます。）の制定を決議いたしました。また、方針明確化のため取締役報酬規程の表現の見直しを2021年4月30日開催の取締役会で決議、譲渡制限付株式報酬制度導入に伴う方針改訂を2022年6月23日開催の取締役会で決議いたしました。

イ 決定方針の内容の概要

会社の企業業績とそれに伴う企業価値向上を図るインセンティブとして機能するよう株主価値を考慮した報酬体系とすると共に、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえることとしております。

具体的には、取締役の報酬は、職責に応じた固定報酬としての基本報酬、会社業績及び取締役個人に対する評価による業績報酬並びに譲渡制限付株式による株式報酬により構成することとしております。また、社外取締役の報酬は固定報酬のみとしております。

ウ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、規程等に従って算出しており、決定方針のとおりと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	在任期間	出席状況	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	増 田 直 史	6 年	取締役会 16回中15回	前職における企業経営及び生産技術に関する知識と経験を活かし、取締役会では総合的な見地から議案審議等に必要発言を行うとともに、生産に関して助言や指摘を行いました。任意設置の指名・報酬委員会では委員を務め、取締役候補者の選定、役員報酬制度や報酬額等の諮問事項につき審議を行いました。また、特別委員会の委員として、当社の企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、取締役会諮問事項への答申を行うほか、当社株式の公開買付けに係る当社の交渉過程において、状況報告を受け、重要な局面で意見を述べる等により実質的に関与しました。

区 分	氏 名	在任期間	出席状況	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	山 崎 広 道	6 年	取締役会 16回中16回	法学に関する知識と経験を活かし、取締役会では総合的な見地から議案審議等に必要な発言を行うとともに、法的観点から指摘や助言を行いました。任意設置の指名・報酬委員会では委員を務め、取締役候補者の選定、役員報酬制度や報酬額等の諮問事項につき審議を行いました。また、特別委員会の委員として、当社の企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、取締役会諮問事項への答申を行うほか、当社株式の公開買付けに係る当社の交渉過程において、状況報告を受け、重要な局面で意見を述べる等により実質的に関与しました。
社 外 取 締 役	高 橋 一 夫	3 年	取締役会 16回中16回	前職における企業経営及び金融市場に関する知識と経験を活かし、取締役会では総合的な見地から議案審議等に必要な発言を行うとともに、ガバナンス、財務、マクロ市場動向に関しての助言や指摘を行いました。任意設置の指名・報酬委員会では委員長を務め、取締役候補者の選定、役員報酬制度や報酬額等の諮問事項につき審議を行いました。また、特別委員会の委員長として、当社の企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、取締役会諮問事項への答申を行うほか、当社株式の公開買付けに係る当社の交渉過程において、状況報告を受け、重要な局面で意見を述べる等により実質的に関与しました。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

区 分	氏 名	在任期間	出席状況	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	高 井 文 子	2 年	取締役会 16回中16回	経営戦略等に関する知識と経験を活かし、取締役会では総合的な見地から議案審議等に必要な発言を行うとともに、経営戦略やガバナンスについて指摘や助言を行いました。任意設置の指名・報酬委員会では委員を務め、取締役候補者の選定、役員報酬制度や報酬額等の諮問事項につき審議を行いました。また、特別委員会の委員として、当社の企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、取締役会諮問事項への答申を行うほか、当社株式の公開買付けに係る当社の交渉過程において、状況報告を受け、重要な局面で意見を述べる等により実質的に関与しました。
社 外 監 査 役	山 口 仁 栄	6 年	取締役会 16回中16回 監査役会 19回中19回	前職における金融市場及び国際ビジネスに関する知識と経験を活かし、取締役会では総合的な見地から議案審議等に必要な発言を行いました。 監査役として、日ごろから当社及びグループ各社の経営層、管理職層並びに会計監査人等とのヒアリングや現地往査等を主導して行い、当社及びグループ各社の状況の把握に努めました。また、監査役会に出席し、収集した情報を基に当社の課題について議論し、取締役等に課題の指摘と改善のアドバイスを行いました。
社 外 監 査 役	高 塚 直 子	2 年	取締役会 16回中16回 監査役会 19回中19回	公認会計士としての知識と経験を活かし、取締役会では総合的な見地から議案審議等に必要な発言を行いました。常勤監査役と協力し、当社及びグループ各社の経営層、管理職層、会計監査人等とのヒアリングや現地往査等を通じて、当社及びグループ各社の状況把握に努めました。また、監査役会に出席し、収集した情報を基に当社の課題について議論いたしました。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、監査役会が会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定した場合には、その議案を株主総会に提案する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任する方針です。なお、この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社は、2007年1月9日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に定める体制の整備について、①当社の業務の適正を確保するための体制、②子会社の管理、③監査役の監査に関する体制に分類し、決議を行いました。また、2015年5月18日開催の取締役会において、一部修正の決議を行いました。その概要は、次のとおりです。

① 当社の業務の適正を確保するための体制

当社は、リスク管理を業務の適正を確保するための体制の基本とし、リスク管理体制を整備することによって、当社の損失の危険を管理するのみならず、もって法令及び定款からの逸脱を防止し、効率的な業務執行を確保する。当社にとって、リスクとは、損失の危険、法令及び定款からの逸脱、非効率的な業務執行、その他当社の企業価値を損なうおそれのあるもの全てとする。

当社のリスク管理体制は、通常のリスクは業務担当取締役及び部門長が管理し、取締役又は監査役が特に重大なものとして取締役会で検討すべきと判断したリスクは取締役会で検討、判断するものとし、その詳細は「リスク管理規程」に定める。

法令及び定款からの逸脱はリスクの一つとして「リスク管理規程」に定める一方、「就業規則」「安全保障輸出管理規程」等の社内規程を定め、入社時及び定期・不定期の研修等を通じて周知することにより、法令・規則・その他の規範の遵守を徹底する。

取締役会で検討、判断した内容は、取締役の職務執行に係る情報として「取締役会規則」に従い取締役会議事録を作成し保管する他、通常業務の意思決定については、「稟議規程」に従い稟議書を作成し、保管する。

② 子会社の管理

当社は子会社に対し、次のことを求める。

- i 当社と同様のリスクの管理を行うこと
- ii 職務の執行、リスクの状況等について当社に適宜報告すること
- iii 重大な事項がある場合は当社に事前に報告し協議すること

また、必要に応じて当社から役員を派遣し、直接意思決定に参加する。

③ 監査役の監査に関する体制

当社の取締役は、取締役会で当社及び子会社に関する重要事項について報告を行う。

当社の取締役及び使用人は、次の場合、速やかに監査役に必要な報告を行い又は会合を開催する。

- i 監査役の要請があった場合

- ii 当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあり、あるいは損害を及ぼした事実があることを発見した場合

上記の監査役への報告については、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も同様とし、取締役及び使用人が当該報告を理由に報告者を不利に扱うことを禁じる。

監査役が補助使用人を必要として求めてきた場合、監査役の指示の実効性が確保できるような人数、地位、所属等を含め、監査役と協議の上選出し、その処遇については、監査役会の同意を取る。また、監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の請求があった場合、監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

(2) 上記体制の運用状況の概要

当社は毎月取締役会を開催し、取締役又は監査役が特に重大なものとして取締役会で検討すべきと判断したリスクがある都度議題に取り上げ、必要な審議を行いました。法令・定款等からの逸脱はリスクの一つと認識し、研修等を通じて周知を図ることにより、遵守を徹底しました。

当社取締役会は、主要な子会社に当社取締役及び使用人を派遣し、直接意思決定に参加しました。また、子会社の取締役及び使用人又は当社の関係する取締役及び使用人に子会社の経営状況を報告させて把握し、必要に応じて協議や指導を行いました。

監査役は、取締役会への出席、当社及び子会社の取締役(代表取締役を含む)及び使用人との面談等を通じて重要事項について報告を受け、必要に応じて監査役会で協議し、アドバイス等を行いました。また、会計監査人との面談を定期的を実施し、意見交換を行いました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 中間配当金

当社は、株主への利益還元を機動的に行う方針です。そのため、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

② 自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行する方針です。そのため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
1. 流動資産	259,229	1. 流動負債	130,601
現金及び預金	75,137	支払手形及び買掛金	22,448
受取手形、売掛金及び契約資産	※2 60,934	電子記録債務	15,861
有価証券	39	短期借入金	16,759
商品及び製品	37,317	1年内償還予定の社債	10,000
仕掛品	20,622	1年内返済予定の長期借入金	9,000
原材料及び貯蔵品	51,068	リース債務	1,469
その他の流動資産	15,406	未払法人税等	3,339
貸倒引当金	△1,298	その他の流動負債	※3 51,722
2. 固定資産	163,796	2. 固定負債	30,995
(1) 有形固定資産	※1 110,804	社債	5,000
建物及び構築物	42,500	長期借入金	7,000
機械装置及び運搬具	10,489	リース債務	4,130
工具、器具及び備品	4,425	繰延税金負債	11,462
土地	20,257	役員退職慰労引当金	173
リース資産	8,720	退職給付に係る負債	843
建設仮勘定	24,410	その他の固定負債	2,384
(2) 無形固定資産	3,569	負債合計	161,596
その他	3,569	〔純資産の部〕	
(3) 投資その他の資産	49,422	1. 株主資本	207,534
投資有価証券	30,549	(1) 資本金	21,142
長期貸付金	429	(2) 資本剰余金	37,140
繰延税金資産	6,696	(3) 利益剰余金	156,414
退職給付に係る資産	7,948	(4) 自己株式	△7,163
その他の投資	3,851	2. その他の包括利益累計額	53,521
貸倒引当金	△51	(1) その他有価証券評価差額金	17,815
		(2) 為替換算調整勘定	31,272
		(3) 退職給付に係る調整累計額	4,434
		3. 非支配株主持分	372
資産合計	423,026	純資産合計	261,429
		負債・純資産合計	423,026

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	261,184
売上原価	178,860
売上総利益	82,324
販売費及び一般管理費	57,289
営業利益	25,035
営業外収益	3,007
受取利息	638
受取配当金	653
助成金収入	661
為替差益	130
その他	924
営業外費用	743
支払利息	546
社債利息	80
その他	116
経常利益	27,299
特別利益	2,228
固定資産売却益	310
投資有価証券売却益	1,917
特別損失	1,303
固定資産除却損	73
公開買付関連費用	1,230
税金等調整前当期純利益	28,225
法人税、住民税及び事業税	6,316
法人税等調整額	903
当期純利益	21,005
非支配株主に帰属する当期純利益	13
親会社株主に帰属する当期純利益	20,992

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	21,142	37,116	137,760	△7,175	188,843
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,338		△2,338
親会社株主に帰属 する当期純利益			20,992		20,992
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		24		17	42
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	24	18,653	12	18,690
当 期 末 残 高	21,142	37,140	156,414	△7,163	207,534

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	13,997	20,626	2,817	37,441	364	226,650
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,338
親会社株主に帰属 する当期純利益						20,992
自己株式の取得						△5
自己株式の処分						42
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	3,818	10,645	1,616	16,080	8	16,088
当 期 変 動 額 合 計	3,818	10,645	1,616	16,080	8	34,779
当 期 末 残 高	17,815	31,272	4,434	53,521	372	261,429

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 40社

主要な連結子会社の名称

マキノジェイ(株)・マキノ電装(株)・(株)牧野技術サービス・関東物産(株)・牧野フライス技研(株)
MAKINO ASIA PTE LTD・MAKINO INC.・MAKINO Europe GmbH
MAKINO RESOURCE DEVELOPMENT PTE LTD 他

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)エツキ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数

持分法適用の非連結子会社又は関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(株)エツキ

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

1-3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社33社の決算日は、3月31日であります。

上記以外の7社（Makino do Brazil Ltda., Makino Mexico, S. de R.L. de C.V., 牧野机床（中国）有限公司 他）の決算日は12月31日であり、連結計算書類作成に際しては、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

1-4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

i) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ii) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……総平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

商品及び製品・仕掛品……主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

原材料及び貯蔵品……主として移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。在外連結子会社は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 3～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産（ソフトウェアを除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は次のとおりです。

i) 市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

ii) 自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の回収不能に備えて一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

連結子会社の一部は、役員の退職金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは工作機械の製造・販売を主な事業としております。製品の販売については、出荷又は船積の時点において製品に対する支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。また一部のエンジニアリングサービスについては履行義務が一定期間にわたり充足されるものと判断し、その履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

為替予約については、振当処理の要件を満たしているものは、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ方針については、社内管理規定に基づき為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債、年金資産の額が退職給付債務を超過している額を退職給付に係る資産に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

※ 1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	104,222百万円
----------------	------------

※ 2. 顧客との契約から生じた債権の残高又は契約資産の残高は、それぞれ以下の通りです。

受取手形	1,332百万円
売掛金	58,238百万円
契約資産	1,363百万円

※ 3. 流動負債『その他』のうち、契約負債の残高 25,082百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

3-1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

24,893,841株

3-2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,338	100	2025年3月31日	2025年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,315	270	2026年3月31日	2026年6月24日

4. 金融商品に関する注記

4-1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に工作機械の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

なお、デリバティブは、主に為替リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

4-2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,000	994	△5
② その他有価証券	29,126	29,126	—
(2) 社債	15,000	14,919	△80
(3) 長期借入金	16,000	15,970	△29
(4) デリバティブ取引	(3)	(3)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額412百万円)は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 ② その他有価証券」には含めておりません。

(注2) 組合出資金(連結貸借対照表計上額50百万円)は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 ② その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

4-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	29,126	—	—	29,126
資産計	29,126	—	—	29,126
デリバティブ取引 通貨関連	—	△3	—	△3
負債計	—	△3	—	△3

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 其他有価証券	— —	994 —	— —	994 —
資産計	—	994	—	994
社債	—	14,919	—	14,919
長期借入金	—	15,970	—	15,970
負債計	—	30,889	—	30,889

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である金銭債権と一体として処理されているため、その時価は当該金銭債権の時価に含めて記載しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

5-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの販売体制を基礎とした各社の所在地別のセグメントから構成されております。

報告セグメントⅠ. は、牧野フライス製作所が担当するセグメントであり、主たる地域は日本、韓国、中国、大洋州、ロシア、ノルウェイ、イギリス及びセグメントⅡ、Ⅲ、Ⅳに含まれないすべての地域です。さらに、国内関係子会社を含んでおります。

報告セグメントⅡ. は、MAKINO ASIA PTE LTD(シンガポール)が担当するセグメントであり、主たる地域は中国、ASEAN諸国、インドです。

報告セグメントⅢ. は、MAKINO INC.(アメリカ)が担当するセグメントで、南北アメリカのすべての国です。

報告セグメントⅣ. は、MAKINO Europe GmbH(ドイツ)が担当するセグメントであり、ヨーロッパ大陸(ノルウェイを除く)のすべての国です。

	報告セグメント				
	Ⅰ (百万円)	Ⅱ (百万円)	Ⅲ (百万円)	Ⅳ (百万円)	計 (百万円)
一時点で移転される財 及びサービス	46,666	118,936	63,878	17,935	247,417
一定の期間にわたり 移転される財及びサービス	2	2,489	11,244	30	13,767
顧客との契約から生じる収益	46,668	121,426	75,123	17,966	261,184

5-2. 収益を理解するための基礎となる情報

「1-4. 会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

5-3. 翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	59,570
契約資産	1,363
契約負債	25,082

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 11,160円24銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 897円49銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年6月3日開催の取締役会において、MMホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式の全てを取得することを目的とした公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の開始予定に関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しておりました。また、当社は、同日付けで、公開買付者との間で公開買付契約書(以下「本公開買付契約」といいます。)を締結しておりました。

しかしながら、その後、日本の外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)に基づくクリアランスに関して、公開買付者が、財務大臣及び経済産業大臣から、2026年4月22日付で、外為法第27条第5項に基づき、本公開買付け及びその後の当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手續に係る当社株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)を中止することの勧告(以下「本件勧告」といいます。)を受領しました。

当社は、本公開買付けに必要な許認可の取得の蓋然性を踏まえ、本株式取得の方針について公開買付者との間で協議を行った結果、必要な許認可を取得できないことが確実になったことから、当社及び公開買付者は、2026年4月30日付けで、本公開買付契約を合意解約しました。また、当社は、同日付けで、公開買付者より、財務大臣及び経済産業大臣に対し、本件勧告を応諾する旨を通知した旨、及び、公開買付けを実施しない旨の連絡を受領し、本公開買付けは不実施となりました。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
I 流動資産	100,006	I 流動負債	71,238
現金及び預金	22,938	買掛金	7,507
受取手形	1,191	電子記録債務	15,861
売掛金	41,251	短期借入金	20,500
有価証券	39	1年内償還予定の社債	10,000
棚卸資産	23,141	1年内返済予定の長期借入金	9,000
(製品)	(5,824)	リース債務	365
(原材料)	(5,618)	未払金	2,785
(仕掛品)	(11,646)	未払費用	2,820
(貯蔵品)	(51)	未払法人税等	1,990
前渡金	3	前受金	113
前払費用	488	預り金	294
立替金	5,916		
仮払金	376	II 固定負債	20,310
未収消費税等	4,606	社債	5,000
未収入金	98	長期借入金	7,000
貸倒引当金	△46	リース債務	750
II 固定資産	110,330	長期未払法人税等	324
1. 有形固定資産	61,907	長期未払金	235
建物	18,481	繰延税金負債	6,082
構築物	623	長期前受収益	4
機械及び装置	1,937	退職給付引当金	912
車両及び運搬具	10		
工具器具及び備品	2,593	負債合計	91,548
土地	15,100	〔純資産の部〕	
リース資産	1,249	I 株主資本	101,076
建設仮勘定	21,909	1. 資本金	21,142
2. 無形固定資産	2,389	2. 資本剰余金	37,055
特許権	372	資本準備金	14,499
商標権	14	その他資本剰余金	22,556
ソフトウェア	1,987	3. 利益剰余金	50,041
その他	16	その他利益剰余金	50,041
3. 投資その他の資産	46,032	(別途積立金)	(2,500)
投資有価証券	28,854	(繰越利益剰余金)	(47,541)
関係会社株式	11,889	4. 自己株式	△7,163
出資金	1	II 評価・換算差額等	17,711
関係会社出資金	4,734	その他有価証券評価差額金	17,711
長期貸付金	46		
長期前払費用	37		
長期未収入金	218		
その他の投資	295		
貸倒引当金	△46		
資産合計	210,336	純資産合計	118,787
		負債・純資産合計	210,336

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	106,616
売上原価	81,656
売上総利益	24,960
販売費及び一般管理費	16,870
営業利益	8,090
営業外収益	5,574
受取利息及び配当金	4,332
受取賃貸料	800
為替差益	268
その他	173
営業外費用	354
支払利息	335
その他	19
経常利益	13,310
特別利益	1,946
投資有価証券売却益	1,917
固定資産売却益	28
特別損失	1,277
公開買付関連費用	1,230
固定資産除却損	46
税引前当期純利益	13,979
法人税、住民税及び事業税	2,578
法人税等調整額	△62
当期純利益	11,463

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	21,142	14,499	22,531	2,500	38,416
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△2,338
当 期 純 利 益					11,463
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分			24		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	24	—	9,125
当 期 末 残 高	21,142	14,499	22,556	2,500	47,541

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 7,175	91,914	13,907	13,907	105,822
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△2,338			△2,338
当 期 純 利 益		11,463			11,463
自 己 株 式 の 取 得	△5	△5			△5
自 己 株 式 の 処 分	17	42			42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			3,803	3,803	3,803
当 期 変 動 額 合 計	12	9,161	3,803	3,803	12,965
当 期 末 残 高	△7,163	101,076	17,711	17,711	118,787

（注） 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等…… 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産

製品及び仕掛品…… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び車両運搬具 4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産（ソフトウェアを除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は次のとおりです。

① 市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

② 自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の回収不能に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、退職給付債務見込額が年金資産見込額を超過しているため、超過額を退職給付引当金に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理しております。

1-4. 収益及び費用の計上基準

当社グループは工作機械の製造・販売を主な事業としております。製品の販売については、出荷又は船積の時点において製品に対する支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。

1-5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

為替予約については、振当処理の要件を満たしているものは、振当処理を行っております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ方針については、社内管理規定に基づき為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	62,037百万円
----------------	-----------

2-2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

MAKINO INC.	48百万円
-------------	-------

MAKINO Europe GmbH	4,930百万円
--------------------	----------

2-3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	42,157百万円
--------	-----------

長期金銭債権	218百万円
--------	--------

短期金銭債務	9,987百万円
--------	----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	85,370百万円
-----	-----------

仕入高等	27,729百万円
------	-----------

営業取引以外の取引高	4,452百万円
------------	----------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,502,184株
------	------------

5. 税効果会計に関する注記

5-1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	29百万円
棚卸資産評価損	141百万円
未払費用	717百万円
有価証券評価損	1,441百万円
長期未払金	32百万円
退職給付引当金	287百万円
その他	344百万円
繰延税金資産小計	2,993百万円
評価性引当額	△1,514百万円
繰延税金資産合計	1,479百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	7,532百万円
その他	28百万円
繰延税金負債合計	7,561百万円
繰延税金負債の純額	6,082百万円

5-2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
関係会社 (当該関係会社の子会社を含む)	MAKINO INC.	所有 直接100.0%	当社製品の販売 債務保証	当社製品の販売(注1) 債務保証	17,337 48	売掛金	12,352
	MAKINO ASIA PTE LTD	所有 直接100.0%	当社製品の製造販売 製品・半製品の購入	当社製品の販売(注1)	39,183	売掛金	9,909
	MAKINO Europe GmbH	所有 直接99.0% 間接1.0%	債務保証	債務保証	4,930		
	MAKINO GmbH	所有 間接100.0%	当社製品の販売	当社製品の販売(注1)	6,112	売掛金	3,867
	マキノジェイ(株)	所有 直接100.0%	当社製品の販売	当社製品の販売(注1)	11,616	売掛金	2,550
	マキノ電装(株)	所有 直接100.0%	部品の購入	部品の購入等(注2)	12,545	買掛金	—
						立替金	5,044
	(株)牧野技術サービス	所有 直接 50.0% 間接 50.0%	部品の販売 当社製品の据付・アフターサービスと修理	部品の販売(注1)	7,465	売掛金	6,729
	関東物産(株)	所有 直接 52.7% 間接 44.7%	当社製品の販売	資金の借入(注4)	2,000	短期借入金	4,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 原材料の購入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注4) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を決定しております。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「1-4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,078円21銭
1株当たり当期純利益	490円11銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年6月3日開催の取締役会において、MMホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式の全てを取得することを目的とした公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の開始予定に関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しておりました。また、当社は、同日付けで、公開買付者との間で公開買付契約書（以下「本公開買付契約」といいます。 ）を締結しておりました。

しかしながら、その後、日本の外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)に基づくクリアランスに関して、公開買付者が、財務大臣及び経済産業大臣から、2026年4月22日付で、外為法第27条第5項に基づき、本公開買付け及びその後の当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手續に係る当社株式の取得（以下「本株式取得」といいます。 ）を中止することの勧告（以下「本件勧告」といいます。 ）を受領しました。

当社は、本公開買付けに必要な許認可の取得の蓋然性を踏まえ、本株式取得の方針について公開買付者との間で協議を行った結果、必要な許認可を取得できないことが確実になったことから、当社及び公開買付者は、2026年4月30日付けで、本公開買付契約を合意解約しました。また、当社は、同日付けで、公開買付者より、財務大臣及び経済産業大臣に対し、本件勧告を応諾する旨を通知した旨、及び、公開買付けを実施しない旨の連絡を受領し、本公開買付けは不実施となりました。

なお、当事業年度の損益に与える影響はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社牧野フリス製作所
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員	公認会計士	三	島	陽
業務執行社員				
指定社員	公認会計士	吉	田	延 史
業務執行社員				

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社牧野フリス製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社牧野フリス製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社牧野フリス製作所
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員	公認会計士	三	島	陽
業務執行社員				
指定社員	公認会計士	吉	田	延 史
業務執行社員				

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社牧野フリス製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社 牧野フライス製作所 監査役会

常勤監査役 香 村 章 夫 ㊞

監 査 役（社外監査役）山 口 仁 栄 ㊞

監 査 役（社外監査役）高 塚 直 子 ㊞

以 上

別紙 3 「株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

事業報告書

第 50 期

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

東京都目黒区中根2丁目3-19

株式会社 牧野技術サービス

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の国際的な経済情勢を見ますと、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中国経済の停滞、また米国の相互関税措置などにより、世界経済は依然として不透明な状況がつづきました。その中において、設備投資は半導体製造装置やデータセンターの需要に牽引され、全体として堅調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社におきましては予防保全サービスの拡販や価格改定を実施し、一定の効果が見られたものの、前期の北米における航空機産業の特需に対する反動が大きく、前期比で減収・減益となりました。

売上高は 176 億 52 百万円(前年同期比 3.1%減)、営業利益 19 億 45 百万円(前年同期 23.1%減)、経常利益 21 億 69 百万円(前年同期比 17.2%減)、純利益 14 億 86 百万円(前年同期比 16.4%減)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期は、据付・修理用治工具およびソフトウェアを中心に、総額 4 億 1 百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期は借入等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、市場の変化に即応できる体制を構築し、厳しい経済環境下にあっても利益を確保できる強固な企業体質の確立を図るべく、以下を重点的に行っていく所存です。

① クオリティ・ファーストの追求

当社は牧野グループの一員として、設立以来一貫として「クオリティ・ファースト」を経営理念に掲げてまいりました。信頼こそが企業の存立基盤であり、当社はどのような経営状況であっても、常にサービス品質の向上に取り組み、ステークホルダーとの信頼関係を維持・構築していきます。

② カスタマーサービスの強化

お客様と真摯に向き合い、お客様の声を新しいサービス商品の開発や技術力の向上に反映させ、顧客満足度を高めてまいります。また各地での災害によるお客様の被害を最小限とするべく、機械の復旧作業を全力で遂行できるカスタマーサービスのサポート体制を維持します。

③ 収益力の向上

当社はお客様の工作機械を計画的にメンテナンスすることで、突発的なマシンダウンを防ぐ「予防保全サービス」の展開に注力しております。お客様のニーズに沿った提案型サービスを企画・展開していくことで、収益力の向上を目指してまいります。

④ 安心・安全の企業文化の構築

当社は労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格 ISO45001 を取得しております。組織の事業活動に関わる人々の労働災害を防止し、安全で健康的な労働環境を提供することを課題として、社会と共存・共栄し働きがいのある企業を目指し活動していきます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
	第 47 期	第 48 期	第 49 期	第 50 期
売上高	15,907,986 千円	17,805,661 千円	18,214,025 千円	17,652,649 千円
営業利益	969,686 千円	2,394,983 千円	2,531,242 千円	1,945,732 千円
経常利益	1,155,295 千円	2,581,251 千円	2,618,989 千円	2,169,344 千円
当期純利益	819,333 千円	1,811,590 千円	1,778,615 千円	1,486,647 千円
一株当たり 当期純利益	13,655.56 円	30,193.18 円	29,643.59 円	24,777.46 円
総資産	16,651,574 千円	17,991,844 千円	18,771,203 千円	18,925,867 千円
純資産	6,103,636 千円	7,915,227 千円	9,617,823 千円	10,215,162 千円

(注1) 一株当り当期純利益は、期中平均発行株式数に基づき算出しております。

(注2) 第 50 期(当期)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

(6) 重要な親会社及び子会社ならびに企業結合等の状況

① 重要な親会社の状況

当社の親会社は、株式会社牧野フライス製作所で、同社は当社の株式を 30,000 株(出資比率 50%)保有しております。

なお、当社と株式会社牧野フライス製作所との営業上の取引は、同グループが扱う工作機械の据付試運転、操作説明、補修部品等の販売、およびアフターサービスの受託であります。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

株式会社牧野フライス製作所及びグループ会社が製作する工作機械の据付け試運転、操作説明、補修部品・中古機械の販売、およびアフターサービスを行っております。

(8) 主要拠点

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都目黒区	太田サービスセンタ	群馬県太田市
三増テクニカルセンタ	神奈川県愛甲郡	名古屋サービスセンタ	愛知県名古屋市
グローバルパーツセンタ	神奈川県愛甲郡	大阪サービスセンタ	大阪府東大阪市

(9) 従業員の状況

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
404	44.90	20.46	6,840

(注 1) 従業員数は当事業年度末日の時点の社員、パート及び嘱託社員の人数を記載しております。

(注 2) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数80,000 株
- (2) 発行済株式の総数60,000 株
- (3) 当期末株主数2 名
- (4) 大株主の状況

株主	当社への出資状況		当社の当該株主への出資の状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
株式会社牧野フライス製作所	30,000 株	50.0%	—	—
マキノ・ロジスティックス株式会社	30,000 株	50.0%	7,000 株	35.0%

- (5) 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役
- (2026 年 3 月 31 日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松永 和彦	—
取締役	木村 孝司	カスタマーサポート本部 部長
取締役	松岡 一郎	グローバルパーツセンタ センタ長
監査役	白石 治幸	株式会社牧野フライス製作所 常務取締役
監査役	山口 仁栄	株式会社牧野フライス製作所 監査役

- (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	1 名	17,870 千円
合 計	1 名	17,870 千円

第 5 0 期 決算報告書

自 2 0 2 5 年 4 月 1 日
至 2 0 2 6 年 3 月 3 1 日

東京都目黒区中根 2 丁目 3 番 1 9 号
株式会社 牧野技術サービス

貸 借 対 照 表

2026年3月31日

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流動資産]	[17, 261, 746, 380]	[流動負債]	[8, 211, 487, 843]
現 金 及 び 預 金	3, 391, 992, 163	買 掛 金	7, 045, 702, 564
電 子 記 録 債 権	7, 048, 077	未 払 金	331, 255, 898
売 掛 金	5, 010, 087, 165	未 払 費 用	155, 607, 917
部 品	6, 843, 773, 338	前 受 収 益	884, 434
仕 掛 品	4, 434, 000	預 り 金	52, 327, 778
仕 掛 工 事	56, 482, 448	未 払 法 人 税 等	256, 277, 900
前 払 費 用	27, 135, 091	賞 与 引 当 金	354, 472, 000
関係会社短期貸付金	1, 500, 000, 000	リ ー ス 債 務	14, 959, 352
仮 払 金	10, 893, 609		
未 収 入 金	4, 973, 177		
未 収 消 費 税	407, 496, 659		
貸 倒 引 当 金	△ 2, 569, 347		
[固定資産]	[1, 664, 121, 567]	[固定負債]	[499, 217, 407]
(有形固定資産)	(697, 790, 890)	リ ー ス 債 務	14, 459, 500
建 物	69, 193, 041	退 職 給 付 引 当 金	484, 757, 907
機 械 設 備	313, 534, 137		
車 両 運 搬 具	4		
工 具 器 具 備 品	181, 693, 088		
リ ー ス 資 産	29, 751, 800		
建 設 仮 勘 定	103, 618, 820		
(無形固定資産)	(465, 573, 286)	負 債 の 部 合 計	8, 710, 705, 250
電 話 加 入 権	2, 797, 347	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	373, 769, 692	[資本金]	[30, 000, 000]
ソフトウェア仮勘定	89, 006, 247	[利益剰余金]	[10, 185, 162, 697]
(その他の資産)	(500, 757, 391)	利 益 準 備 金	7, 500, 000
関 係 会 社 株 式	39, 750, 000	別 途 積 立 金	5, 246, 585, 681
投 資 有 価 証 券	200, 000	繰 越 利 益 剰 余 金	4, 931, 077, 016
破 産 更 生 債 権	5, 309, 375	(うち当期純利益)	(1, 486, 647, 665)
長 期 前 払 費 用	24, 146, 299		
差 入 保 証 金	113, 692, 908		
繰 延 税 金 資 産	322, 968, 184		
貸 倒 引 当 金	△ 5, 309, 375		
資 産 の 部 合 計	18, 925, 867, 947	純資産の部合計	10, 215, 162, 697
		負債及び純資産の部合計	18, 925, 867, 947

損 益 計 算 書

自 2025年 4月 1日
至 2026年 3月31日

(単位：円)

科 目	金	額
[売 上 高]		
工 事 売 上	4,048,877,561	
部 品 売 上	13,600,772,018	
中 古 機 械 売 上	3,000,003	17,652,649,582
[売 上 原 価]		14,927,515,773
売 上 総 利 益		2,725,133,809
[販売費及び一般管理費]		779,401,483
営 業 利 益		1,945,732,326
[営 業 外 収 益]		
受 取 利 息	11,428,986	
受 取 配 当 金	80,640,000	
受 取 賃 貸 料	66,016,676	
有 償 品 代	241,864	
受 取 保 険 金	811,920	
為 替 差 益	152,451,695	
そ の 他	2,226,333	313,817,474
[営 業 外 費 用]		
棚 卸 資 産 処 分 損	87,635,326	
そ の 他	2,570,124	90,205,450
経 常 利 益		2,169,344,350
[特 別 損 失]		
固 定 資 産 除 却 損	42,344	42,344
税 引 前 当 期 純 利 益		2,169,302,006
法 人 税 等	671,077,874	
法 人 税 等 調 整 額	11,576,467	682,654,341
当 期 純 利 益		1,486,647,665

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日

(単位:円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			株主資本合計	
		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
			別途積立金	繰越利益剰余金		
2025年3月31日残高	30,000,000	7,500,000	5,246,585,681	4,333,737,351	9,617,823,032	9,617,823,032
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△889,308,000	△889,308,000	△889,308,000
当期純利益				1,486,647,665	1,486,647,665	1,486,647,665
事業年度中の変動額合計	-	-	-	597,339,665	597,339,665	597,339,665
2025年12月31日残高	30,000,000	7,500,000	5,246,585,681	4,931,077,016	10,215,162,697	10,215,162,697

個別注記表

自 2025年 4月 1日

至 2026年 3月31日

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

ア 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）

イ 時価のないもの

総平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛金等債権の回収不能に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定資産については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当期末においては、退職給付債務見込額が年金資産見込額を超過しているため、超過額を退職給付引当金に計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。数理上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段

為替予約

③ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

④ヘッジ方針

社内管理規程に基づき為替変動リスクを回避する目的で行っております。

⑤ヘッジ有効性評価の方法

決算日および決済日（為替予約の実行日）に予約レートと直物相場によるレート比較により評価を行っております。

(5) その他の計算書類作成のための基本となる重要事項

①リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし残存価格をゼロとする定額法を採用しております。なお、少額なリース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。

②消費税等の会計処理

消費税および地方税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1, 188, 194, 356円
----------------	-------------------

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度末日における発行済株式の数

60, 000株

(2) 当該事業年度末日における自己株式の数

- 株

(3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2025年6月19日開催の第49回定時株主総会決議において、次のとおり決議しております。

ア 配当の総額	889, 308, 000円
イ 1株あたり配当額	14, 821. 80円
ウ 基準日	2025年3月31日
エ 効力発生日	2025年6月20日

②基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

4. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。